

北海道

2020年4月施行

Effective April 2020

受動喫煙防止条例

Hokkaido's Second-Hand Smoke Prevention Ordinance has been established.

が制定されました

オール
北海道で
All Hokkaido

望まない受動喫煙
を生じさせない

「受動喫煙ゼロ」

の実現を目指します

To prevent unwanted second-hand smoke inhalation, Hokkaido is aiming for "Zero Second-Hand Smoke"

道民運動として推進

道、道民、事業者及び関係団体がそれぞれの責務の下、
協働しながら受動喫煙防止対策を推進していきます。
皆様のご協力をお願いします。

20歳未満及び妊婦の方に配慮

健康への影響が大きい**20歳未満**や**妊婦**の方に受動喫煙を
生じさせない**配慮**が必要です。
子どもや妊婦の方がいる場所での喫煙は控えましょう。

「受動喫煙」とは、本人がたばこを吸っていないなくても他の人が吸っているたばこから出る煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。

「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すためには、全ての方に受動喫煙に関する正しい知識を持っていただくことが重要です。

